

生物多様性条約が 日本の伝統医学に与える影響

2010年1月25日

厚生労働科学研究費特別研究
「漢方・鍼灸を活用した日本型医療の創生のための調査研究」
第3回会議

@

慶應義塾大学医学部新教育研究棟講堂1

財団法人未来工学研究所 主任研究員
小野 直哉

生物多様性条約とは

生物多様性条約以前の野生生物保護条約；

ラムサール条約 (1971年2月2日制定、1975年12月21日発行)；
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地の生態系の保全

ワシントン条約 (1973年3月3日採択、1975年7月1日発行)；

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引制限

(特定の地域、種の保全に限定した、野生生物保護の枠組)



生物多様性条約；生物多様性の包括的保全の新たな枠組
(特定の地域、種の保全だけでなく、野生生物保護の枠組拡大)

生物遺伝資源の「持続可能な利用」を明記

1992年5月22日採択、国連環境開発会議(リオデジャネイロ開催)
で署名開放、1993年12月29日発効

2009年10月末現在、192の国と地域が条約を締結

日本は1993年5月に締結

生物多様性条約とは

- 3つの生物の多様性レベル

 - 「生態系」

 - 「種」

 - 「遺伝子」

- 3つの目的

 - ①地球上の多様な生物を生息環境とともに**保全**

 - ②生物資源を**持続可能**であるように**利用**

 - ③遺伝資源の利用から生ずる**利益**を公正かつ
衡平に**配分**

生物多様性条約締約国会議 (Conference of the Parties; COP)

- 第1回締約国会議 (COP1) 1994年 11/28 - 12/09 バハマ ナッソー
- 第2回締約国会議 (COP2) 1995年 11/06 - 11/17 インドネシア ジャカルタ
- 第3回締約国会議 (COP3) 1996年 11/04 - 11/15 アルゼンチン ブエノスアイレス
- 第4回締約国会議 (COP4) 1998年 05/04 - 05/15 スロバキア ブラチスラヴァ
- 第1回締約国特別会議 (ExCOP1) 1999年 02/22 - 02/23 コロンビア カルタヘナ
「バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書」の内容討議。
- 第1回締約国特別会議 (ExCOP1) 2000年 01/24 - 01/28 カナダ モントリオール
(再会合)「バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書」を採択。
- 第5回締約国会議 (COP5) 2000年 05/15 - 05/26 ケニア ナイロビ
- 第6回締約国会議 (COP6) 2002年 04/07 - 04/19 オランダ ハーグ
- 第7回締約国会議 (COP7) 2004年 02/09 - 02/20 マレーシア クアラルンプール
- 第8回締約国会議 (COP8) 2006年 03/20 - 03/31 ブラジル クリチバ
- 第9回締約国会議 (COP9) 2008年 05/19 - 05/30 ドイツ ボン
- 第10回締約国会議 (COP10) 2010年 10/11 - 10/29 日本 名古屋 (予定)

* 締約国会議は、1994年11月以来、ほぼ2年ごとに開催されている。

生物多様性条約第9回締約国会議(COP9)

【要旨】

生物多様性条約第9回締約国会議(COP9)が2008年5月19日(月曜日)～30日(金曜日)の日程で、ボン(ドイツ)にて開催され、191ヶ国の締約国及び関連機関等から4,000人以上が参加した。日本からは、外務省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、特許庁、国土交通省、環境省がCOP9の交渉に出席、また、5月30日のCOP9閣僚級会合には鴨下一郎環境大臣が出席した。

今回の会議においては、2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという目標(「2010年目標」。COP6(2002年。於:ハーグ)にて採択され、ヨハネスブルグ・サミットの実施計画にも盛り込まれた目標)の達成に向け、各課題の進捗状況及び今後如何にその取組を強化していくかが議論された。

特に、各国の関心が高かったのが、作業完了期限が2010年に迫った「遺伝資源へのアクセスと利益配分」(ABS)に関する国際的枠組みの作成・交渉であった。日本は、遵守に関するABS専門家会合の本邦開催及びABS作業部会開催への5万ドル拠出表明など、2010年に向けた作業に積極的に貢献していく姿勢を示した。

他の主な成果としては、バイオ燃料を含む農業、森林、海洋等各生態系における生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る決定の採択、2010年目標を含む条約戦略計画の見直しプロセスに関する決定、2009-2010年運営予算の決定等が行われた。

次回COP10を愛知県名古屋市において2010年10月に開催することが満場一致で決定された。

生物多様性条約の中心問題 「利益配分」

- ・ 15条の7は「**利益**を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に**配分**する」
- ・ 8条のjでは「伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し…衡平な**利益配分**を奨励する」
- ・ 「**遺伝資源**」の**利益配分**を生物多様性条約採択の交渉の過程で開発途上国が強く主張
- 資源国である開発途上国と利用国である先進国の対立
- ・ アメリカが未だに批准しない主な理由

COP10で予想される争点

- ・ **生物遺伝資源の出所開示**

 - 資源国による生物遺伝資源の**出所開示**

 - (例; 中国専利法(2009年改正))

- ・ **伝統的知識と知的財産**

 - 資源国による伝統的知識の**出所開示**

 - (例; 中国専利法(2009年改正)、インド生物多様性法)

- ・ 出所開示反対: 日米

- ・ 出所開示賛成: 資源国、EU(条件付き)

- ・ 米は条約を批准していないので発言権無し

- ・ 日本は厳しい状況

- ・ COP10までに、国際的判断予定

- ・ 資源国と利用国のフェアトレードの問題

生物多様性条約が 日本の伝統医学に与える影響

- ・ 絶滅危惧種の生物遺伝資源の輸出制限による生薬資源の不足
- ・ 生物遺伝資源の出所開示による研究活動及び知的財産への影響
- 伝統的知識の出所開示による研究活動及び知的財産への影響(今後の動向次第)